



平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>公募開始

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。
補助対象者：製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

補 助 率：補助対象経費の3分の2以内

補助上限額：50万円

- (1) 以下の場合は、補助上限額が100万円に引き上ります。
 - ①従業員の賃金を引き上げる取り組み行う事者
 - ②買い物弱者対策の取り組み
 - ③海外展開の取り組み
- (2) 従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。
- (3) 支払いを受けた補助金は融資のように返済する必要がありません。

公募期間：平成30年3月9日（金）～平成30年5月18日（金）【締切日当日消印有効】

申請書提出先：福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL：0776-23-3659

※問い合わせ対応時間：9:30～12:00・13:00～17:15（土日祝日除く）

※申請にあたっては、最寄りの商工会による確認が必要となります。依頼はお早めにお願いします。



補助金申請者のための個別相談会を開催します！

商工会本所にて、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」や「小規模事業者持続化補助金」を始めとする国の補助金、県の補助金（前ページを参照ください）申請者のための専門家（中小企業診断士）への個別相談会を開催します。

下記の日時にて実施いたしますので、申請書プラッシュアップのための個別相談を希望される方は事業所名、希望の日時（番号）、申請予定の補助金を電話にてお伝えください。なお、受付は先着順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ご予約は商工会本所にお願いします。（TEL：0776-66-3324）

日 程	10:00 ～ 10:50	11:00 ～ 11:50	13:00 ～ 13:50	14:00 ～ 14:50	15:00 ～ 15:50
4月12日（木）	①	②	③	④	⑤
4月18日（水）	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩



[第96号]
発行 坂井市商工会
本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300



平成30年2月4日からの大雪に係る災害に関する 特別相談窓口の開設について

坂井市商工会では、2月8日（木）より「平成30年2月4日からの大雪に係る災害に関する特別相談窓口」を開設いたしました。

特別相談 窓 口

設置時期：平成30年2月8日（木）～平成32年2月29日（土）

対応時間：上記期間中 8:30～17:15（土日祝日除く）

①災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、福井県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

②セーフティネット保証4号の適用

福井県内の災害救助法が適用された各市において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、福井県信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

③既往債務の返済条件緩和等の対応

福井県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

④小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された福井県内の各市において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。



有期契約従業員の無期転換ルールの本格化！

平成25年4月の改正労働契約法の施行から5年を迎える平成30年4月1日以降、無期転換申込権の発生する労働者が増加し、無期転換ルールが本格スタートします。

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールが規定されました。無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

施行から5年を迎える平成30年4月以降、多くの有期契約労働の方へ無期転換申込権の発生が見込まれています。無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、無期転換労働者の役割や責任の範囲、就業規則等の整備など、様々な検討が必要であり、まだ準備が進んでいない企業におかれましては、早期に検討・対応が必要です。

また、無期転換ルールの適用に当たっては、有期雇用特別措置法（※1）により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

認定を受けるためには、本社を管轄する都道府県労働局（※2）に対し申請を行う必要があります。申請後、都道府県労働局において審査を行うため、申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。また、審査の際に追加で資料提出が必要になる場合には、さらに時間がかかります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

※3 ただし、申請件数や審査の状況によっては、平成30年1月までに申請いただいた場合であっても、平成30年3月末日までに認定を受けることができない場合がございますので、ご留意ください。また、平成30年2月以降の申請については、認定が平成30年4月以降になる場合があります。

おしらせ

平成29年度補正

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金公募のお知らせ！

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募が以下のとおり開始しされました。

平成29年度補正予算「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援することを目的とします。

1. 事業概要

◆対象要件：認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

◆事業の詳細

①企業間データ活用型：複数の中小企業・小規模事業者が事業者間データ・情報を共有し、連携全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。

【補助上限額：1,000万円／者（※）、補助率：2/3】

※連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能。

②一般型：中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

【補助上限額：1,000万円、補助率：1/2（※）】

※生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

③小規模型：小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

【補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2】

◎①～③共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

2. 公募期間

◆公募開始：平成30年2月28日（水）

◆締切：平成30年4月27日（金）（当日消印有効）

※ 応募申請は福井県地域事務局へ申請書類をご郵送いただけ、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」による電子申請（平成30年4月中旬開始予定）にてお願いいたします。

3. 公募要領等

公募要領や応募申請様式は、補助事業を実施する場所に所在する地域事務局が発行したものをご使用ください。また、応募申請書の作成にあたっては、公募要領の注意事項を十分にご確認ください。

○ 坂井市商工会では事業申請を行う中小企業・小規模事業者を支援します。

○ 公募に関するご質問については、福井県地域事務局までお尋ねください。

平成30年度の福井県の施策（産業労働部関係）

予算額 [H29当初] 単位：千円（県担当部署名）

おしらせ

福井県では平成30年度に以下の施策を実施する予定です。公募から締切りまでは期間が短いものも多いので、事業計画は余裕をもって事前に策定することをお勧めします。また、商工会では策定の支援を行っていますので、お気軽にご相談下さい。

なお、公募開始の情報は、商工会ホームページや会報で都度お知らせ致します。

1 (新) IoT・AI等導入促進事業補助金

（産業労働部新産業創出課）50,102 [-]

IoTやAI等の導入を支援し、中小企業の業務効率化による生産性向上および新たな付加価値の創造を促進する。

事業内容 IoT・AI等の導入に対する助成
補助率 県1/2～2/3
補助上限額 100万円～1,000万円

2 (新) ふくいの逸品創造ファンド造成事業

（産業労働部新産業創出課）

地域資源を活かした商品開発や販路開拓を支援するためのファンドを造成し、地域経済の活性化を図る。〔ファンド総額60億：国40億・県10億・金融機関10億〕

事業内容 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発および販路開拓

補助率 県1/2

補助上限額 200万円

4 (新) 香港における福井県アンテナショップ事業

10,955 [-]

（部局連携：産業労働部国際経済課、農林水産部食料産業振興課、観光営業部広域誘客課）香港にアンテナショップを設置することにより、本県の認知度向上を図り、県産品の販路拡大とインバウンドを促進する。

事業内容 香港の商業施設店舗に福井県コーナーを期間限定で設置

県産品の展示・販売や観光PRを実施

6 (新) おもてなし産業魅力向上支援事業

（産業労働部産業政策課、新産業創出課）100,366 [-]

北陸新幹線敦賀開業に向けて、新幹線駅周辺を中心とする市街地や観光拠点周辺の店舗等における観光客の受け入れ態勢を支援する。

事業内容 飲食店や宿泊施設などの店舗改装や伝統工芸品の工場などの見学施設の整備、県産食材を活用した土産品の開発の経費を助成

補助率 県2/3

補助上限額 200万円～300万円

8 ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業

（産業労働部産業政策課）60,664[60,664]

福井の暮らしの豊かさを支える地域のシンボル的な老舗企業を対象に、店舗改装等の取組みを支援する。

事業内容 創業から30年以上を経過し、支援機関と連携して事業計画を策定する小規模企業に対し、店舗改装等の経費を助成

補助率 県2/3

補助上限額 300万円

3 ふるさと企業育成ファンド事業【新分野展開スタート

アップ支援事業】（産業労働部産業政策課）

金融機関と連携して創設したファンドを活用し、観光等の商業サービス業や製造業等への新分野進出を支援する。〔ファンド総額100億：県20億・金融機関80億〕

事業内容 既存事業の経営資源を活用した多角化や事業転換への助成

補助率 県2/3

補助上限額 1,000万円

5 (新) 2020年東京オリンピック市場への販路開拓事業

（産業労働部地域産業技術振興課）4,000 [-]

東京オリンピックを契機とし拡大するスポーツ関連市場への県内企業の参入や販路開拓を支援する。

事業内容 企業による東京五輪組織委員会やゴールドパートナー等への売込活動や東京五輪採用製品等の製造の経費を助成

補助率 県1/2

補助上限額 40万円～100万円

7 (拡) 福井国体消費拡大キャンペーン事業

（産業労働部産業政策課）9,252[3,510]

福井国体・障スポにおいて、県内小売店や飲食店等のPRを実施し、県内店舗の利用促進および消費拡大を図る。

事業内容 国体・障スポ会期中の消費拡大キャンペーン実施、店舗のHP、アプリの制作



9 (新) ふるさと企業経営承継円滑化事業

（産業労働部産業政策課）22,365 [-]

経営者の高齢化が進む中、優れた技術や商品・サービスを持つ県内企業の円滑な事業承継を支援する。

事業内容 ① 承継を機会とした店舗改装等の経費を助成（助成後3年内の事業承継が条件）

補助率 県2/3 補助上限額 300万円

事業内容 ② 承継準備に必要な企業価値の評価の経費を助成

補助率 県1/2～2/3 補助上限額 20万円～150万円

10 (新) 制度融資・事業承継支援資金の創設

（産業労働部産業政策課）125,311 [-]

事業承継に必要な資金を供給することにより、中小企業の円滑な事業承継を図る。

融資枠 6億円

融資限度額 1億5,000万円（親族間承継の場合は8,000万円）

融資利率 融資期間10年以下：年1.0%

融資期間 10年超：年1.4%

融資期間 最大15年間（親族間承継の場合は最大10年間）

保証料補給 保証料の1/2を軽減

11 福井しあわせ健康産業創出支援事業

（産業労働部新産業創出課）8,651[10,255]

繊維、眼鏡などの高度なものづくり技術を活用し、医療・介護産業や健康産業などへの参入を促進するため、医療現場との情報交流や販路開拓を支援し早期事業化を図る。

事業内容 医療・介護現場の課題やニーズを把握する情報交流の場を設置試作品開発や医療学会・展示会への出展支援等

補助率 県1/2 補助上限額 20万円～50万円